

令和7年度富山県医療・介護連携促進基盤整備事業費補助金 募集要項

1 目的

多職種の医療・介護関係者が在宅療養患者のバイタル情報や介護情報、画像などの情報をタブレット端末等でリアルタイムに活用できる新たな医療・介護情報共有システム（以下「新たなシステム」という。）を整備するための経費を補助することにより、病床の機能分化・連携を促進し、患者が安心して転院できるよう、病院と在宅医療、介護を支える機関が連携した切れ目ない提供体制の推進を図ることを目的とする。

2 補助概要

(1) 補助対象事業者

新たなシステムを整備する地域における次に掲げる者のうち、いずれか1者のみ

- ① 郡市医師会、 ② 市町村、 ③ 広域保険者組合、
- ④ 知事が適当と認める者（例：複数の郡市医師会等で組織する団体）

(2) 補助対象経費、補助率、補助上限額：下記表のとおり

補助対象経費	補助率	補助上限額
新たなシステムの開発に係る次の経費 <u>※事業初年度の経費のみ</u> 報酬、旅費、需用費、委託料、通信運搬費、使用料及び賃借料	10/10	1 補助対象事業者あたり 5,000 千円
新たなシステムへのデータ入力、参照、利用等のためのモバイル等端末機器の購入費 <u>※事業初年度の購入費のみ</u> ただし、補助事業完了時点で使用されている機器に係るものに限る。	1/2	

(留意事項)

- ・ 情報共有の方法やツール等を検討する際の会議や情報共有ツールの使用方法等の説明会の開催に係る費用等地域支援事業の対象となる経費はこの補助対象経費の対象外とする。
- ・ 補助金の交付額は、補助対象経費の実支給額に補助率を乗じて得た額と補助上限額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- ・ この補助事業の対象経費は、事業初年度の新たなシステム整備に要する経費のみのため、次年度以降に追加される（予定含む）医療機関等の接続費用や維持運営費等は対象外とする。

(3) 補助対象要件及びシステムの規格等

整備する新たなシステムが有効に活用されるよう、次の要件を全て満たすものとする。

- ① 整備する地域は、原則として市町村の区域を最小単位として設定すること。
- ② 新しいシステムにより患者情報を共有する参加機関は、回復期機能を担う病院1以上かつ診療所2以上を確保すること。
- ③ 新たなシステムを整備する地域の市町村及び郡市医師会等において、この補助金の申請を希望する補助対象事業者の選出やこの補助事業への協力体制等について協議を行い、合意を得ていること。

- ④ 厚生労働省標準規格及び厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター（病名、手術・処置名、医薬品、臨床検査、医療材料、症状・所見、画像検査名、看護用語及び歯科分野）のうち該当するものを使用すること。
- なお、厚生労働省標準規格は、「保健医療情報標準化会議」の提言等を踏まえ適宜更新していくものであるため、最新の状況を確認するよう留意すること。
- (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryou/johoka/>)
- また、厚生労働省委託事業における標準マスターは、一般財団法人医療情報システム開発センターのウェブサイトに掲載されている。
- (http://www.medis.or.jp/4_hyojyun/medis-master/index.html)
- ⑤ 最新の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。また、患者の診療情報等を共有する場合、患者本人の同意を得ること。
- ⑥ 利用者の職種等によって参照可能範囲や期間を限定するなど、アクセス権限のあり方に十分な配慮をすること。
- ⑦ 新たなシステムによって改善しようとする事項を明確にし、長期的運用も含めてコストパフォーマンスを考慮したシステム整備を行うよう努めること。
- ⑧ 毎年1回、当該システムの運用状況（システム参加機関数や登録患者数等）について、県に報告すること。（この補助金の額の確定通知から5年間）
- ⑨ 県主催の会議やHP等における事業成果の発表・公表等について、県に協力すること。

(4) 申請手続き

この補助金の申請を希望する補助対象事業者は、次の書類を作成のうえ、期日までに提出すること。

- ① 提出書類
- ア 実施計画書（交付要綱様式第1号）
- イ 事業計画書（交付要綱様式第2号）
- ウ その他参考書類
- ② 提出方法 郵送(必着)または持参すること。
- ③ 申請受付期間等

	申請受付期間	事業実施期間	備考
第1回	令和7年9月10日（水）から 令和7年10月9日（木）まで	交 付 決 定 日 から 令和8年3月31日まで	第1回の申請が予算額に満たない場合、第2回募集を実施することがある。
第2回	随 時		

※ただし、予算額を超えて申請があった場合は、別途ヒアリングを実施し、新たなシステム整備に向けた緊急性、確実性等を鑑み、優先的に採択又は配分する。

- ④ 提出先(問合せ先)
- 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県厚生部高齢福祉課地域包括ケア推進係
- TEL：076-444-3205 FAX：076-444-3492
- ⑤ 申請に関する留意事項
- ア 申請書類の作成費等、当該申請に係る経費はすべて申請者の負担とする。
- イ 提出書類は返却しない。

ウ 補助金交付決定日以前に契約(購入)された経費については、補助対象外とする。

3 今後の流れ

富山県医療・介護連携促進基盤整備事業費補助金の交付事務に係る手続きの流れについては、別添フロー図を参照すること。

- ① 県からの内示後、補助金交付申請書等次の書類を作成のうえ、別途通知する期日までに提出すること。

ア 補助金交付申請書(規則様式第1号)

イ 事業計画書(交付要綱様式第2号)

ウ 収支予算書(交付要綱様式第3号)

エ その他参考書類

※別紙1については、2の(4)①と変更がない場合は提出不要(その旨申し出ること。)

- ② 県からの補助金の交付決定通知後、補助事業を実施

- ③ 補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内の日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書等次の書類を作成のうえ、提出すること。

ア 実績報告書(交付要綱様式第16号)

イ 事業実績書(交付要綱様式第17号)

ウ 収支決算書(交付要綱様式第18号)

エ その他参考書類

- ④ 県において、提出された実績報告書等を検査後、補助金の額を確定のうえ補助金を交付する。
なお、知事が補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めたときは概算払請求を可能とする。

4 その他留意事項

- ① 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合は、消費税及び特別消費税に係る仕入控除額報告書により知事に報告しなければならない。
- ② 補助事業の実施にあたっては、整備する地域の市町村及び郡市医師会等関係者と連携を取り合い、進めること。
- ③ 富山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱及び富山県医療・介護連携促進基盤整備事業実施要綱についても確認すること。